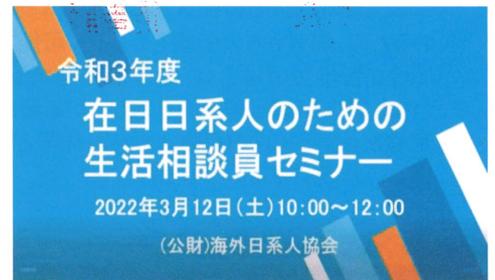


令

和3年度在日日系人のための生活相談員セミナー 3/12 オンラインで開催

当協会では、2022年3月12日(土)10時(日本時間)より、令和3年度在日日系人のための生活相談員セミナーを昨年度に続きオンラインで開催した。19回目の開催となった今回のセミナーには、ブラジルをはじめ、各地の相談員や関係者ら約90名が参加した。在日日系人就労者およびその家族に関する課題を念頭において毎年開催している本セミナーだが、近年では、技能実習や留学等の在留資格でアジア諸国からの外国人が増加している。日系人だけでなく、日本で暮らす外国籍住民全体が抱えている諸問題について、特に今回は、メンタルヘルスや在留資格の問題等について専門家のお話を伺った。



二宮正人講師

冒頭の基調講演では、二宮正人国外就労者情報援護センター理事長(サンパウロ大学教授・弁護士)に、コロナ後に向けた日系社会、日系就労者の動向についてブラジル側の視点でお話いただいた。

コロナ禍で日本に来ることができなかった2年間、在留資格の更新ができず、今回は申請から半年かかってようやく定住者ビザが発給され、2月末に来日したという二宮氏。来日の際、日系就労者と思われる4~5組の家族が同じ機内にいたので話しかけたところ、3家族はすでに日本に何年も住んでいる家族の一時帰国後の再来日で、残りの2家族はじめて来日する家族だったという。少しずつ日本の水際対策が緩和され、ようやくまた就労のために日本に来ることができる状況が戻りつつあることを実感したと話した。

この2年の間に、オンライン化は完全に定着したが、「日系団体のイベントなどもすべてオンラインでしか開催できず、集客イベントによる収入に頼ってきた団体は存続の危機にあるのではないか」という参加者からの質問に、「例えばある団体では、毎年行っていた焼き焼きパーティが開催できないかわりに、自宅で作れる焼き焼きセットをパックにして販売するなどの工夫をして収入を補っている」等の例を紹介。「コロナ禍の影響で日系団体がつぶれたという話は聞いていないが、経営が厳しいことは間違いなく、吸収合併などは行われているようだ」と話した。

また、在日日系人については、リーマンショック時のような大量解雇の状況にはなっていないと話した。日本は相変わらず人手不足で、ブラジル人たちがたくさん帰国した後の空白をアジア系の就労者が埋めている状況であり、コロナ後も日系人の雇用先はなくなるだろうと分析した。



田中ネリ講師

基調講演の後には、ボリビア出身の臨床心理士、田中ネリ講師が「在日日系人・外国人のこころの相談と具体的対応について」、厚生労働省外国人雇用対策専門員の藤井伸章講師が「コロナ禍における日系人・外国人労働者の動向と支援策について」、行政書士の笠間由美子講師が「日系四世を中心とした日系子弟の在留資格について~日系四世サポーター、そして行政書士の視点から~」と題したテーマでそれぞれ講演した。

田中講師は現在、四谷ゆいクリニックに併設されている多文化カウンセリングルームでスペイン語をはじめ多言語によるカウンセリングを担当しているほか、月1度のペースで日系人の集住地域を訪問し、子どもたちとその保護者を対象としたカウンセリングを実施し、不登校やいじめ、学習に関する問題や子育て、親子間の問題など多岐にわたる相談に応じている。カウンセリングでは、無気力感や鬱症状を訴える相談者も多く、とにかくゆっくり、じっくり

と相談者の話に耳を傾けることが何より大切だと話した。寄り添うことで孤独感が薄れ、話をすることで相談者が自分を発見するきっかけになることや、カウンセラーひとりで抱え込まずに、守秘義務の守れるチームで荷下ろしをすることも大切なことなどを、事例をあげながら紹介した。



藤井伸章講師

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課外国人雇用対策専門員の藤井伸章講師は、外国人労働者の在留資格別、国別の推移や、コロナ禍における離職・就職状況の推移などをグラフで説明。直近の増減のみならず、ブラジル、ペルー、フィリピンの増加率が高くなっていることや、コロナ前後で外国人労働者の就職率、離職率は大きく変化しておらず、離職率はむしろ少し下がっている状況だが、日本人一般と比較するとやはり離職率は高く、就職率は低い現状などについて説明した。また、ハローワークが行っている外国人就労者のための職業訓練や定着支援のほか、外国人在留支援センター(フレスコ/四谷)が行っている在留資格や法律相談といったワンストップサービスの支援内容についても紹介した。また、雇用主の支援を通じた職場定着の支援も行っているのでぜひとも活用してほしいと話した。



笠間由美子講師

最後に、在留資格、国籍問題を専門とする行政書士の笠間由美子講師が、ご自身が実際に日系4世の更なる受け入れ制度(日系4世ビザ)のサポーターとしてボランティアをしている経験も交えつつ、4世ビザ制度についてや子どもの在留資格の問題などについて、具体例をあげて紹介した。

日系4世ビザは、当初年間3000人の入国を見込んでいたが、4年経った現在まだ100名程度に留まっている。コロナの影響ももちろんあるが、年齢制限(30才まで)があることや、5年が限度のため将来のプランが描きにくいこと、家族と一緒に来日できないことなどがネックになっていると説明。また、日本とブラジルの経済格差が以前と比べ小さくなり、収入面での魅力が減ったことも要因としてあげた。こうした現状について笠間講師は、日本で夢や希望、将来を描けるような仕組みが必要だと訴えた。また、日本語や日本文化の勉強は個人任せで孤独感があることも触れ、4世ビザ本来の目的を達成するためには、4世、サポーター、支援者などが集う機会を創設することや、ルーツの確認やアイデンティティについて考える機会として、たとえば日本についてや4世であることをテーマとした作文コンテスト等の企画が実現できればと話した。

ニューカマーである4世や3世を含め、日本を学びたい、自分のルーツやアイデンティティを確認したいと願っている人たちがたくさんいる現状を紹介し、ぜひともコミュニティの一員として迎えてもらえることを期待していると結んだ。

日系留学生たちはいま… やり場のない焦りと不安

長引くコロナ禍の影響で、日本への留学が決まったものの来日が叶わずに自国待機している留学生の問題が、ニュース等でも取り上げられている。当協会が日本財団からの助成事業として実施している「日系スカラーシップ 夢の実現プロジェクト」においても、2020年度に来日予定だった3名、2021年度に来日予定だった5名に、2022年度生として新たに合格した5名を加えた計13名の留学生について、2022年2月末現在来日の目処が立たず、先の見えない状況におかれている。

大学等ほとんどの受入機関ではオンライン授業が行われているため、海外からの受講ももちろん可能ではある。しかし、南米に住む留学生の場合は、時差の問題から昼夜逆転の生活を強いられているほか、理系を専攻している留学生は実際の研究や実験がオンラインでは難しいため、休学という道を選択せざるを得ない状況にあるのが実情だ。また、オンラインと対面とを合わせたハイブリット授業を実施しているところも少なくないが、オンライン参加しかできない留学生にとっては、対面の授業に参加できている学生たちが羨ましく、かえって疎外感を抱く結果にもなっているようだ。

2021年11月に入国制限が一部緩和されたが、手続きが煩



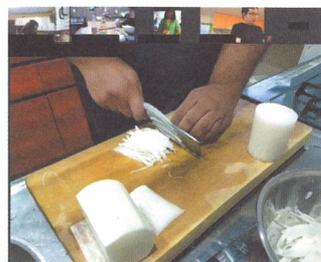
春期研修会でを行ったオンライン・クッキング

雑化し、文部科学省に書類を提出して承認されないと来日できない仕組みに変更された。承認までの明確な日数がわからないため、準備を進めるにも非常にやりづらい状況となってしまった。さらに、2021年12月ようやく来日の目処が立ち、その準備を進めていた矢先にオミクロン株の流行でまた入国禁止となり、留学生たちの人生設計は大いに狂わされてしまった。日本でコロナ感染が増加している限り、日本政府にとって国民を守ることが一番重要であることは留学生たちも十分に理解している。だからこそ、やり場のない焦りや失望は大きく、先の見えない不安から精神的なストレスを抱えているという。

一方で、2020年4月に日本で大学入学を果たせた留学生もいるが、入学以来ほぼ2年間、対面の授業や活動がほとんどできない状況が続いている。友人も作れず、日本での留学生生活を満喫しているとはとても言えない状態だ。

当協会が留学生間の交流を目的に実施している研修会も、ほぼオンラインとなっている。2021年の春期研修会では、料理を専門的に学んでいる留学生が講師となってオンラインで料理実習を行ったり、毎年夏に行っているサマーワークショップでは、チームビルディングの手法を取り入れたオンライン研修を行ったりと、なんとかオンライン上でも交流できる方法を模索し実施しているが、留学生同士の絆の構築も難しいのが現状だ。2022年3月に入り、日本も徐々に入国者数を増やしてきていることから、今後更なる緩和が一日も早く実現することを願いたい。

2月に、来日待機中の留学生から聞いた切実な声を一部紹介する。



留学生それぞれが自宅で調理にチャレンジした

▶ ブラジル在住・2020年度留学生

日本への留学をとても楽しみにしていましたが、コロナ禍で入国停止となり、2年近くも待ち続けています。大学院の入学試験に合格したものの、理系なので研究のための調査や実験などがオンラインではできず、現在は休学中です。日本の入国停止と共に私の人生も止まってしまった感じがしています。あとどのくらい待たなければならないのだろうと考えてしまいます。いつ日本に行くことができるか分からない状態はとても辛いです。

▶ ペルー在住・2021年度留学生

私は現在、お茶の水女子大学の研究生です。2021年の4月に来日する予定でしたが、今は思いもしなかった学生生活を送っています。前期は全ての授業がオンラインでした。日本とペルーとの時差で、明け方4:00までという授業もありました。今学期はハイブリット授業もありましたが、私も実際に通学して日本で大学生活を送りたかったです。毎日、「いつまで待たなければならないのか」「日本にいたらこんなことができたいはずなのに…」と考えてしまい、精神的に辛い時もあります。このような状況でもう10カ月以上が経ちます。

夢の実現のために日本に行きたいので、希望を持ち続けています。韓国やアメリカなど、既に複数の国が留学生を受け入れていることを知り、一日も早く、日本が入国を認めてくれることを願っています。

新型コロナウイルスにかかる主な入国制限措置の経緯

2020年	3月	世界的大流行(パンデミック)により、全世界で入国制限が厳格化
	10月	入国制限緩和
2021年	1月	入国制限 外国人の新規入国を、特別な事情がある場合を除き全面的に禁止
	11月	制限緩和したもの束の間、30日に再規制(外国人の新規入国は全世界を対象に原則停止)
2022年	3月1日	入国・帰国者数を3,500人から5,000人に拡大
	3月14日	1日あたりの入国者数の上限を7,000人に引き上げ、留学生を別枠化
	4月	1日あたりの入国者数の上限を1万人に引き上げ(見直し)

着任のごあいさつ

CIATE 影山 新 専務理事



CIATE事務所にて

皆様、こんにちは。在サンパウロ国外就労者情報援護センター(CIATE)の専務理事の影山新(かげやま あらた)と申します。私は、2018年から東京で弁護士として約3年半活動した後、2021年8月にCIATEに着任しました。

CIATEの選考が始まる前までは、実家のある栃木県で弁護士事務所を開業する予定だったのですが、北関東にはブラジル人が多く、ブラジルでの経験を後の弁護士業務に活かしたいと思い、CIATEでの勤務を決めました。

CIATEの活動

CIATEでは、日本での就労を希望する日系人の方に、日本の就労や社会保険等に関する情報の提供、日本語講座の提供といった活動を行っております。また、年に1回、日本及びブラジルの外務省等の職員の方や、日伯間の交流に貢献している方をお招きし、国際シンポジウムを開催しております。

私自身は、海外日系人協会との連絡、日本人からの相談への対応、CIATEの予算管理等の作業を行っています。これまでの弁護士業務とはまた違った業務内容で、また、ポルトガル語の理解が不十分でありますので、いろいろと試行錯誤しながらも業務をこなしております。

新型コロナウイルスの影響で、上記のCIATEの活動のほとんどがリモートで行われておりますが、2022年はCIATEの創立30周年を迎える節目の年ということもあり、対面での業務再開を検討しているところです。

サンパウロでの暮らし

私は今、サンパウロ市内の東洋人街であり、CIATE事務所のあるリベルダーヂ地区に暮らしています。日本と比べてあまり治安が良くないという認識でしたが、今のところ、強盗等の危険な目には遭っておりません。

リベルダーヂには、定食屋やラーメン等の日本食を提供する飲食店が数多く存在し、それらを利用することが多いですが、ブラジル料理も自分の口に合うようで、食事に関してはとても満足しております。ランシヨネッチというブラジルの軽食堂を巡るのが趣味になっています。

以上、サンパウロから簡単にご挨拶をさせて頂きました。また機会がありましたら、CIATE業務や日系社会、観光等について、感じたことをご紹介させて頂きたく思います。ありがとうございました。



ブラジル式大众食堂ランシヨネッチ(左)と、リベルダーヂの定食屋「焼き鳥こころ」の定食。どちらもボリューム満点!

CIATEとは

1990年の改正入管法施行により、日系人は国内における単純労働が認められ、日本で就労する日系人、特にブラジル日系人の数は飛躍的に増加しました。しかし、その就労経路に人材派遣ブローカーが介在するケースが多く、来日後に数多くのトラブルが発生し社会問題となりました。

そこで、ブラジルに住む日系人がブローカーに依拠せず安心して来日・就職できる環境を整備し、就労経路の適正化を図ることを目的に、サンパウロに設立されたのがCIATEです。

当協会では、2004年度より厚生労働省より日系人の就労環境改善事業の委託を受け、本事業における現地業務をCIATEに委託しています。当協会に設置された日系人相談センターとCIATEが連携することにより、日系人の就労環境改善業務の更なる円滑化が図られています。

賛助会員のご案内

海外移住の歴史や、世界各地の日系社会・日系人、在日日系コミュニティ等に関心のある方。海外日系人協会の行う各種事業への支援を通じて、日系社会や移住者・日系人とのかわりを通じた国際理解・国際交流活動に参加しませんか?

私たちの活動をご支援いただく賛助会員を募集しています。

賛助会員制度の目的

国内、海外を問わず、当協会と移住者および海外日系人(団体を含む)の活動に関心を有する企業、団体、個人等との交流ネットワークを構築し、相互の理解を深めるとともに、海外日系人とのより良い交流・親睦及び協力の推進に資することを目的としています。日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての日系人の皆さんとの交流会に参加いただけます。

◆会員の特典◆

- その1. 海外日系人大会のレセプションにご招待します。
- その2. 「ニッケイ・ネットワーク(海外日系人協会だより)」(年4回発行)をお届けし、私たちの活動や国内外における日系社会の動向等をお知らせします。
- その3. 当協会が発行する刊行物の割引販売をいたします。

会員の種類と年会費

- ①企業団体:30,000円/1口
- ②公益団体:10,000円/1口
- ③個人:10,000円/1口

海外日系人協会は「公益財団法人」の認定を受けており、当協会への賛助会費は税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

※賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当協会が行う当該年度の公益目的事業を遂行するために使用させていただいております。

会費払い込みがクレジットカードでできるようになりました!

当協会ウェブサイトの「賛助会員ご案内」ページより、オンライン申し込みフォームを開き、必要事項をご入力の上お支払い方法欄の「クレジットカード」をご選択ください。

↓↓↓ WEBサイトからのお申し込みはコチラ ↓↓↓

<http://www.jadesas.or.jp/about/sanjokaiin.html>

従来通り、銀行・郵便局口座へのお振込みも

お振込みの場合は、下記指定口座のいずれかに賛助会費を納入いただけますようお願いいたします。なお、ご登録の内容に変更がある場合は、変更後の情報(ご住所・ご氏名等)をご記入の上下記住所までお送りくださるか、下記メールアドレスまでご連絡ください。

入金先	口座番号
郵便振替	00100-5-703428
口座名義	公益財団法人 海外日系人協会

入金先	支店名	口座番号
三菱東京UFJ銀行	横浜	(普)4472220
三井住友銀行	横浜中央	(普)0110749
みずほ銀行	横浜	(普)2530298
口座名義	ザイ)カイガイニッケイジンキョウカイ	

お申込・お問合せ

公益財団法人 海外日系人協会 総務部
〒231-0001 横浜市中区新港2-3-1
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781 e-mail:info@jadesas.or.jp
公益財団法人 海外日系人協会 <http://www.jadesas.or.jp>

神宮寺 藍夏(じんぐうじ・あいな)さん

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会に関わる活動をしている皆さんにお話を伺うコーナー、「NIKKEIS Around the World」。第9回にご登場いただくのは、ハワイ出身の2世、神宮寺藍夏さんです。2021年7月に、大学の夏休みを利用して来日し当協会のお手伝いをしていただいた藍夏さんに、ハワイでの生活や将来の夢などについて伺いました。(インタビュー・2021年8月)

ハワイ生まれ、ハワイ育ち

父は福島県、母は山梨県の出身です。もともと父がハワイで仕事を始めて、母は日本で働いていましたが、結婚を機にハワイに移住したと聞いています。

私が小学校3年生のときに両親が離婚したので、その後は母と暮らしました。小さい頃から、毎年夏休みは日本の祖父母の家に泊まりに行っていたので、山梨の甲府市や、福島へも何度か行ったことがあります。

家の中での会話は日本語だったので、初めてしゃべった言葉ももちろん日本語でした。ハワイでは英語とハワイ語が公用語で、私はハワイ語の幼稚園に入ったのですが、その時は日本語しかしゃべれませんでした。幼稚園の入り口で母親とバイバイした光景を、よく覚えていますね。小学校1～2年生になる頃には普通に先生や友だちと、ハワイ語も英語も話せるようになっていたと思うのですが、いつどこでどうやって覚えたのかについては、まったく記憶がないですね(笑)。

同じ幼稚園には、私のほかにもう2人くらい、日系の子がいたと思います。小・中・高校でも日系人は何人かいましたが、何世代も前からハワイに住んでいる子とか、日本人とアジア系の混血の子とか、日本語が話せない子が多かったので、同世代と日本語で話す環境というのはほとんどありませんでした。

私が小学校を卒業する頃に、母が再婚してイタリア系アメリカ人の継父と暮らしたので、日本語は母と話すだけでした。



当協会事務局のあるJICA横浜にて。(2021年8月)

同世代の日本人とはじめて友だちに!!

高校卒業後は、アメリカ本土のUCアーバイン(カリフォルニア大学アーバイン校)に進学してカリフォルニアに住んでいます。ハワイの日系人とカリフォルニアの日系人は、同じ日系アメリカ人なんですけれど、ちょっと違うんですね。カリフォルニアの日系人は、わりと最近に親世代がアメリカに移住した人たちも多くて、日本語ができる人が多いと思います。

大学1年生のとき、JSA(Japanese Student Association)というアメリカに留学している日本人学生と日本に興味のある学生たちのクラブに入り、日本人学生たちと知り合いました。初めて同世代の日本人と同じ感覚で話したり遊んだりという経験をして、「いまの日本の若い子たちってこういう感じなんだ!」って、すごく新鮮で感動しました。自分の中の日本人としてのアイデンティティを今まで以上に強く感じるようになって、もっと日本語がうまくなりたいと初めて思いました。

これまで、高校生のときに独学でカタカナと簡単な漢字を勉強した程度で、日本語学校に通ったことはありません。話せるし、ひらがななら読めるけれど難しい単語や言い回しも知りませんでした。大学で日本人と友だちになってから、どんどん日本語が上達していったという感じです。



日本人学生会の仲間と(前列中央が藍夏さん)

自分のルーツを深く知りたい

小学校から高校時代までは、自分のアイデンティティについてちょっと混乱した時期がありました。たまにアジア人であることで差別を感じることもありました。大学生になって、ようやく自分のアイデンティティや、これからの人生の方向性など、少しずつわかり始めました。

すると、自分が東アジア人であることについてもっと深く知りたいと思うようになりました。そこで、3年目からは、研究したい分野がより強力なUSC(南カリフォルニア大学)へ転学し、東アジア研究を専攻することにしました。東

プロフィール

国籍・世代:アメリカ2世 職業:大学生
 ハワイに移住した日本人の両親のもとに生まれる。高校卒業までマウイ島で過ごした後、アメリカ本土のカリフォルニア大学アーバイン校(UCアーバイン)へ進学。2021年9月からは南カリフォルニア大学(USC)に転学し、東アジア研究を専攻。2021年7月～8月にかけて、大学の夏休み期間を利用して来日し、海外日系人協会にてボランティア・スタッフとして働く。

アジアの歴史や文化、社会学を学んで、将来はジャーナリズムやコミュニケーション関係の仕事に就きたいと思っています。子供の頃から絵を描くことが好きでアーティストに憧れていたため、マイナー科目ではクリエイティブ系の授業も取りたいと思っています。

今後の中期的な目標は、メディアとクリエイティブの両方の要素を合わせ持つジャパンハウスでインターンをすること。将来はカリフォルニアか日本で働きたいと思っています。コロナが収束したら、韓国や中国にも行ってみたいです。

海外日系人協会でのボランティア

2020年の夏休みに、母の勧めもあって、マウイにある日系ベテランズセンターでボランティアをしました。コロナの影響で活動はほぼオンラインでしたが、日系退役軍人たちのデータベースを充実化させるお手伝いをさせてもらいました。

そして、今年(2021年)の夏休みは日本で、自分の学びになることをやってみようと思っていたところ、母の友人で、海外日系人協会の理事をしている方を通じて、協会の活動を知りました。自分のルーツにも関わる活動をしている協会で働いてみたいと思い、夏休み期間だけボランティア・スタッフとして働かせてほしいとお願いしました。

短い期間でしたが、初めて日本の組織で、週に何日・何時から何時まで、という形できちんと通わせてもらって、とてもいい経験になりました。日本のオフィスに入らせてもらうことすら初めてで、それもすごく新鮮でした。

日系人協会ですでにやらせていただいたのは、6月20日の「国際日系デー」を記念するオンラインのトークイベントで、大岩オスカルさんとアンジェロ・イシさんの対談動画の英語翻訳原稿のチェックでした。日系人としての経験やアイデンティティについてのおふたりのお話が、私自身ものすごく「わかる～～!!!!」と思うことばかりで、本当に興味深く楽しい仕事でした。

日系人であるという事

今回の日本滞在は、6～7年ぶりでした。アメリカももちろん好きですが、日本は落ち着くというか、居心地がいい。やっぱり自分は日本人なんだな～、って思います。日本にいるとどうしてこんなに落ち着くのかと考えましたが、アジア人としてアメリカで暮らしていると、どうしても「other」という感覚があるんですね。白人社会からはマイノリティ人種は別だと思われているというか。昔と比べたら差別は少なくとも、それでも見えない壁というか、何かがある。最近もアジア人に対するヘイトクライムが問題になり、それはまだ続いています。日本にいますと、そういう事を一切感じずにいられるので、すごく安心するんだろうと思います。



同世代の日本人たちと撮ったプリクラ

私は日系人でありアジア系アメリカ人ですけれど、アメリカに住んでいて、「アジア系アメリカ人」という一括りで考えると、なんとなくちょっと違うような気がします。だからといって、日本で育っていないので日本に住んでいる日本人とももちろん違う。どこにも属さない曖昧な自分は、どんなアイデンティティなんだろう?と感じる時もありますが、これは日系人としての共通の悩みなのかなとも思います。

日系人であるという事は、日本に住んでいる日本人よりも世界を見ているという強みを持っていることだと思います。この経験は、これから先の自分にとって大きな力になるだろうと思います。

アメリカに戻ったら、新たな大学での新しい生活が始まります。これまでと違う環境での挑戦が、とても楽しみです。USCには交換留学制度があって、私が通う学部では、早稲田大学への留学プログラムがあります。大学3～4年生の間に絶対に日本に留学したいと思っていますので、実現に向けてがんばります。

日本での養子縁組 Adoção no Japão

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q P. Eu e meu marido somos nikkeis da segunda geração, nos conhecemos e casamos no Japão há aproximadamente 15 anos. Logo que nos casamos engravidamos, mas infelizmente o destino não quis que a gravidez fosse adiante. Depois disso, por não ter conseguido engravidar naturalmente, fiz o tratamento de fertilidade por alguns anos, sem nenhum sucesso. Atualmente com 36 anos, e com a probabilidade de gerar uma criança diminuindo a cada ano, e também devido o seu alto custo, desistimos do tratamento, e pensamos na possibilidade de adotar uma criança aqui no Japão. Em um futuro não muito distante, retornaremos ao nosso país, então o fato de sermos estrangeiros dificultaria ou impediria a adoção de uma criança aqui no Japão? Onde posso obter as informações sobre os procedimentos?

A R. Segundo a Nippon Foundation, no Japão há aproximadamente 45 mil crianças que por algum motivo, não vivem com seus pais biológicos, e 80% destes vivem em orfanatos ou abrigos para crianças. Há muitas pessoas solicitando que o Sistema de Acolhimento Familiar e Sistema de Adoção seja mais expandida, dando assim as crianças que vivem nestas instalações a oportunidade de poder sentir a alegria do convívio familiar, porém a realidade é que não há muito progresso neste sentido. Os dois sistemas de assistência mencionado são os seguintes.

Sistema de Acolhimento Familiar (satō-oyā seido), este é um sistema, onde os pais adotivos criam e educam a criança no lugar dos pais biológicos, que por algum motivo não estão em condições de criar seu filho, por regra, crianças de 0 à 18 anos. Neste sistema os pais adotivos recebem a pensão alimentícia provinda do governo local, e a criança permanece com o mesmo registro de seus pais biológicos.

Sistema de Adoção, é o sistema onde a criança passa a ser um membro efetivo da família, formando-se uma relação parental, devidamente com base no Código Civil de Adoção.

Este sistema é dividido em dois tipos:

1-Adoção Comum: onde a criança não corta completamente os laços com seus pais biológicos, e no Registro Familiar de sua nova família, irá constar o nome dos mesmos, e estes poderão reivindicar a custódia da criança em qualquer época, se assim decidirem. Este sistema é bastante comum na adoção de pessoas já maiores de idade para dar continuidade à linha tanto familiar como de negócios, porém deverão atender as exigências necessárias.

2-Adoção Especial: Neste caso a criança é adotada, cortando totalmente os laços com seus pais biológicos, porém será necessário obter o consentimento dos mesmos (não haverá necessidade se isso representar danos significativos aos interesses da criança). No seu novo registro familiar irá constar como filho adotivo, porém sem mencionar os nomes dos pais biológicos, passando a gozar de plenos direitos como membro efetivo da nova família

Acho que o que voce deseja seja **Adoção Especial**, porém a adoção no Japão por si só é um processo bem demorado, e deverá passar por algumas etapas (consultas com o centro de orientação infantil, procedimentos de inscrição, cursos, treinamentos, etc) até que o tribunal aprove a adoção. Há requisitos que devem ser obedecidos: ① consentimento dos pais biológicos (há casos em que não haverá necessidade), ② idade dos pais adotivos ser maior de 25 anos, ③ idade da criança a ser adotada ser até 15 anos e ④ antecipadamente ter a responsabilidade da convivência familiar por 6 meses, estes são os 4 itens.

Quanto a adoção de uma criança por um casal estrangeiro, é possível mas é difícil, visto que alguns pais biológicos não aceitam abrir totalmente a mão de seus filhos, impossibilitando a provável saída do país. Se estiver determinada em adotar uma criança no Japão, recomendamos que consulte o Centro de Orientação Infantil ou um advogado mais próximo a sua

residência. Nos sites abaixo poderá ter uma visão geral sobre o assunto.

Associação de Apoio as Crianças do Japão

https://npojcsa.com/jp_children/adoption.html

Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

Corte do Japão

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_08/index.html

Nippon Foundation

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/nf-kodomokat/infographics>

相談 私たち夫婦は日系2世です。15年ほど前に日本で出会い、結婚しました。結婚してすぐに妊娠したのですが、残念ながら当時は出産に踏み切ることができませんでした。その後は自然に子供を授かることができず、数年間不妊治療を受けてきましたが、なかなかうまくいきません。36歳になった現在、子供を授かる確率は年々下がっており、また不妊治療にかかる費用も高額なため、治療を断念して日本で養子を迎えることを検討しているところです。

遠くない将来、私たちは母国に帰る予定なのですが、外国籍ということで日本での養子縁組は難しいでしょうか？あるいは不可能でしょうか。手続きに関する情報はどこで入手できますか？

回答 日本財団によると、日本には現在、何らかの事情で生みの親と暮らせない子どもが約45,000人おり、その8割が乳児院や児童養護施設などの施設で暮らしているといえます。これら施設で暮らす子供たちに家庭で暮らす喜びを与えてやりたいとして、里親制度や養子縁組制度の活用を訴える声も強いのですが、実際にはなかなか思うようには進んでいないのが現実です。ここで言う里親制度や養子縁組制度の概要は次のとおりです。

里親制度:何らかの事情で子どもを育てることができない実親に代わって、里親が子どもを育て教育する制度で、原則として0歳から18歳までの子どもが対象。この制度は、里親が自治体から養育費を受け取り、子どもは実親と同じ戸籍にとどまるというものです。

養子縁組制度:民法に基づき、子どもが家族の一員となり、親子関係が形成される制度です。養子縁組には以下の2種類があります。

1-普通養子縁組:子供が実親との関係を完全に断ち切らない場合であり、戸籍には実親の名前が記載され、実親はいつでも子供の親権を要求することができます。この制度は、すでに成人している人が家系や事業を継続するために採用するもので、必要な条件を満たしていれば、ごく一般的なものです。

2-特別養子縁組:実親との縁を完全に切って養子縁組を行います。実親の同意を得る必要があります(子の利益を著しく害する場合は不要)。新しい戸籍には養子として記載されますが、実親の名前は記載されず、新しい家族の一員として完全な権利を享受することになります。

貴方の希望されるのは特別養子縁組かと思いますが、日本で養子縁組をすることは、それ自体時間がかかりますし、裁判所が養子縁組を認めるまでにいくつかのステップ(児童相談所への相談、申請手続き、講習など)が必要です。また、満たすべき要件は、①実親の同意(不要場合もある)、②養親の年齢が25歳以上であること、③養子の年齢が15歳未満であること、④事前に6か月間の監護期間を経ていること、の4点です。

外国人夫婦による日本での養子縁組は、可能ではありますが、実親が子供を手放しながら国外に出られないケースもあるため、容易ではないでしょう。日本での養子縁組をお考えでしたら、近くの児童相談所あるいは弁護士に相談されることをお勧めします。また次のサイトも参考にされるとよいと思います。

▼日本子ども支援協会

https://npojcsa.com/jp_children/adoption.html

▼厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

▼裁判所

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_08/index.html

▼日本財団

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/nf-kodomokat/infographics>

**海外日系人協会
事務局長交代のお知らせ**

当協会事務局長が下記の通り交代となった。
 退任:西脇祐平(令和4年4月1日付)
 新任:土方陽美(令和4年4月1日付)

**第3回 JICA海外移住「論文」
および「エッセイ・評論」募集**

日本国内における外国人とのよりよい共生が課題となるなか、JICAでは、日本人の海外移住150年以上の歴史に対する理解と関心を高めることを目的として、2019年に「JICA海外移住論文」を創設。現在、第3回募集を行っている。日本人の中南米への移住に関する様々な研究結果およびエッセイ・評論を募り、優秀な作品を発表することによって、日本人の海外移住の歴史に対する理解と関心を高め、移民研究のすそ野を広げることや多文化共生など今日的な社会課題への気付きを得ることがねらい。

募集しているのは、懸賞論文部門とエッセイ・評論部門の2部門で、応募締切は、2022年6月30日(木)日本時間23:59必着となっている。各部門の詳細や応募方法については、海外移住資料館WEBサイトを参照されたい。(「海外移住資料館」で検索)

外国人集住都市会議2021 in鈴鹿

外国籍住民が多く暮らす自治体でつくる「外国人集住都市会議」が2021年1月28日に、オンラインで開催された。コロナ禍の影響で2年ぶりの開催となった今回は、三重県鈴鹿市が開催都市となった。

冒頭に、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの安井誠グローバル人材支援総括マネージャーが、「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」と題して基調講演を行った。従業員の約10%が外国人材、そのうちの8割が留学生によるアルバイトだという同社が、外国人材の受入にあたりどのような態勢で取組み、定着支

**日系社会
Topics**

援を行っているかなどについて詳しく説明した。

その後、「外国人が地域で安心して暮らせるために」「外国人が地域において多様に活躍していくために」という2つのセッションにおいて、会員都市の市長および関係省庁課長らが意見を交わし合った。討議の内容は「SUZUKA宣言」として取りまとめられ、外国人住民が生活者として日本人同様にこの国で暮らせるよう、あらゆる分野から多文化共生を考えていく体制づくり、基本となる法律の制定と今後の施策を推進していく(仮称)多文化共生庁」の創設について提言がなされた。

WEBサイト・リニューアル

当協会ではこの度、ウェブサイトの全面リニューアルを行った。サイトの開設以来年月が経ち、常時SSLの設定やレスポンス・デザインへの対応等、安全性と利便性を考慮し時代の流れに即したシステムに移行する必要が生じていたことから、この度のリニューアルとなった。コンテンツはほぼそのままに、見やすさ・使いやすさ・安全性を向上して生まれ変わった新サイトに、ぜひともご注目いただきたい。(サイトURLは従来通り)

本の紹介

この度新たに当協会でも受託販売を行うことになった書籍を紹介する。当協会WEBサイトの「書籍販売のご案内」より注文受付中。

**「ハワイ日本人移民史1868-1952
(明治元年-昭和27年)」**

かつて多くの住民がハワイに移住した広島県の仁保島村(現・広島市南区仁保区)出身で、自身の父親や親族もハワイ移民である著

者(川崎 壽・ハワイ移民資料館 仁保島村館長)が、「史実に基づいたハワイ移民史を知ってほしい」との思いから自費出版。約30年をかけて国内外から探し集めた公文書や写真、図録、新聞記事など貴重な資料を多数収録している。「移民は棄民」との通説を覆すとともに、次世代にハワイ移民の歴史を伝えたいと話す著者の思いが込められた一冊。



著者:川崎 壽
 発行元:ハワイ移民資料館仁保島村
 A4判・247P・日本語
 価格:4,180円
 (税込・送料別)
 発行日:2020年3月31日
 ISBN-10: 4600004019
 ISBN-13: 978-4600004019

**「ゼッケン67番のGちゃん-
孫の匂が太平洋を渡って父の日に」**

シアトルの邦字紙「北米報知」の元編集長である著者・天海幹子さんによる私小説。ちょっと風変わりなところのある父親(Gちゃん)と、自身を含め海外へ嫁いだ娘たちとのエピソードを中心に、国際結婚、子育て、アメリカで育った子どもたちとGちゃんとの交流などが綴られている。

40年以上にわたるアメリカ生活に終止符を打ち昨年日本に帰国した著者の天海さんは、「2つの文化の間で子育てをしている方や、日本にいる老いた両親への負い目を持って生きている方、また、娘を外国に出した父親などに、何らかの形で参考にしてもらえたら嬉しい」と話す。

表紙はシアトルで活躍する切り絵画家・曾我部アキさんによる。



著者:天海 幹子
 制作:ままがいい・編集室
 A5判・181P・日本語
 当協会での割引販売
 価格:1,500円
 (税別・送料別)
 発行日:2020年6月15日

NIKKEI NO.52
 Network
 海外日系人協会だより
 2022 APR.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
 TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
 E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

**日本で安心して
過ごす為に!**

短期滞在・在住者向け保険
 VIVA MED-S・VIVA MED-30
 (Life and Health coverage)

- 短期滞在には医療保障最大100%のVIVA MED-S
- 在住には医療保障30%のVIVA MED-30がそれぞれオススメです。

オススメ

外国人社員・スタッフ向け保険
 VIVAライト・VIVAガード

- 年間保険料12,000円(1ヶ月あたり1,000円)からと手頃な価格で用意。
- 外国人スタッフの福利厚生の一環としてオススメです。

その他保険プラン

- 外国人留学生向け保険
- 外国人技能実習生・特定技能1号向け保険
- LCI家財総合保険
- LCI日本人向け生命保険
- LCI入院費用保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
 (株)ビバビダメディカルライフ
 VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
 関東財務局長(少額短期保険)第51号

